

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年8月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200026号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200030号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における平成21年5月16日から同年8月1日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年5月から同年7月までの標準報酬月額については、19万円から53万円とする。

平成21年5月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年5月16日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私の請求期間に係る標準報酬月額は、A社から支払を受けた給与支給額に基づく標準報酬月額より低額で記録されている。調査の上、請求期間について正しい標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る平成21年度源泉徴収簿(写)(以下「源泉徴収簿」という。)、事業主の陳述及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に基づく標準報酬月額(53万円)は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額(19万円)を超えていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

以上のことから、これらの標準報酬月額のうち、低い方の額である源泉徴収簿及び事業主の陳述により推認できる請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(19万円)

は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（19万円）と同額であることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、源泉徴収簿、事業主の陳述及び日本年金機構の回答により判断できる本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（53万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（19万円）を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。